



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月20日
第548号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	1
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課).....	2

○ 公 告

令和6年度ふぐ処理者試験実施公告(生活衛生課).....	2
公共測量実施公告(監理課).....	3
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	3
落札者決定の公告(DX推進課).....	4
随意契約の相手方決定の公告(DX推進課).....	4

○ 土 木 事 務 所 公 告

道路の指定公告(甲賀).....	4
道路の位置の指定公告(湖東).....	5

○ 教 育 委 員 会 訓 令

※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(教育総務課).....	5
--	---

○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

遊漁者によるビワマス引縄釣等の承認制に関する委員会指示.....	5
----------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 保安林予定森林の所在場所 大津市和邇北浜640-5(次の図に示す部分に限る。)、687、690、692-1、693
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第301号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
コペルプラス彦根駅前教室	彦根市駅東町13-1 A&S 東駅前ビル3F	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	2550200329	令和6.8.31
コペルプラス草津教室	草津市上笠二丁目5-6セベリアーノビル205号室	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	児童発達支援	2550600528	令和6.8.31

滋賀県告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の住所 または事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が行う納付 事務に係る歳入等の種類
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号	令和6.9.11	寄附金

公 告

令和6年度ふぐ処理者試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)第5条の規定に基づき、ふぐ処理者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日および科目

(1) 第1日目

ア 試験日時 令和7年1月28日(火) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、水産食品の衛生に関する知識およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類の見分け

(2) 第2日目

ア 試験日時 令和7年1月29日(水) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術およびふぐの内臓の見分け

2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)

3 受験資格 なし

4 提出書類

(1) 受験願書 1部

(2) 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きで、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

5 試験手数料 7,400円(滋賀県収入証紙による。)

6 受験願書の受付期間等および受付場所

(1) 受付期間等 令和6年11月29日(金)から令和6年12月6日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9

時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75

滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 東近江市八日市緑町8-22

滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所) 彦根市和田町41

滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所) 長浜市平方町1152-2

滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市今津町今津448-45

大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号)に提出すること。

7 合格発表 令和7年2月28日(金)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問合せには、一切応じない。

8 試験結果の本人への提供 口頭による試験結果の提供の求めは、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

(1) 期間 令和7年2月28日(金)から令和7年3月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで(令和7年2月28日(金)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)

(4) 持参するもの 令和6年度ふぐ処理者試験受験票

(5) 開示する内容 総合得点および科目別得点

(6) その他

ア 提供を求めることができる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、一切応じない。

9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長 藤山 健人から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量、用地測量)

2 作業の地域 東近江市芝原町、今堀町、芝原南町、今崎町、東今崎町

3 作業の期間 令和6年7月31日から令和7年3月17日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(デジタル撮影)

2 作業の地域 高島市全域

3 作業の期間 令和6年9月5日から令和7年3月31日まで

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和6年9月20日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画(国道8号友定町廣門活性化地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所に

において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 Officeソフトウェアライセンス等 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-3384
- 落札者を決定した日 令和6年7月19日(金)
- 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉義一 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額 56,394,800円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年6月21日(金)

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 びわ湖情報ハイウェイ運用保守委託業務 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部DX推進課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-3383
- 随意契約の相手方を決定した日 令和6年7月25日(木)
- 随意契約の相手方の氏名および住所 西日本電信電話株式会社 滋賀支店支店長 若林宣公 大津市浜大津一丁目1番26号
- 随意契約に係る契約金額 163,152,000円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

土木事務所公告

道路の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として、次のとおり指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和6年9月20日

滋賀県甲賀土木事務所長 廣田良源

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
栗東市下鉤字伊関184-1の一部、 栗東市坊袋字杉ノ木199-2の一部、			

199-3の一部、199-6の一部、 200の一部、201-3の一部、201- 4の一部、201-5の一部、202-1 の一部、202-5	83.4m	幅員18.0m	令和6.9.11
--	-------	---------	----------

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和6年9月20日

滋賀県湖東土木事務所長 野田 英 男

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町南野々目字前川48 番18	81.63m	6.00m	令和6.9.10

教育委員会訓令

滋賀県教育委員会訓令第10号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年9月20日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠 克

別表第1(12)の項中「1,010」を「1,020」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ピワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

令和6年9月20日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和6年12月1日から令和7年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ピワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した標旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
- (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別に定める方法により申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
- (3) 承認の取得義務

- ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1件とする。
- イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
- (4) 承認期間
- ア プレジャーボート使用者においては令和6年12月1日から令和7年6月30日までとする
- イ 遊漁船業者においては令和6年12月1日から令和7年9月30日までとする。ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年5月の資源量水準が100トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。
- (5) 承認数
- ア プレジャーボート使用者の承認数は1,083人以内とする。
- イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
- ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認1件当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客1人当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
- イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
- (8) 保持(キープ)および持ち帰ることができるビワマスの数
- ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認1件につき1日当たり5尾までとする。
- イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
- (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
- ア インターネット(ビワマス採捕報告専用ページ)による報告
- イ 採捕状況報告書(別に定める様式)の提出による報告
- (11) 標旗の返納 1(1)の承認により交付した標旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
- (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和6年12月1日から令和7年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消または次回の承認をしない措置をとることがある。